

京都市告示第 6 2 0 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 9 年 3 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	久世水0296号	南区久世上久世町125番地の 2 地先 同町133番地の13地先	
2	大原野水0701号	西京区大原野小塩町285番地地先 同町282番地地先	
3	羽束師水0164号	伏見区羽束師菱川町17番地地先 同町18番地の 1 地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	勧修寺水0005号	山科区勧修寺閑林寺52番地の 1 地先 同町83番地の 8 地先	
2	勧修寺水0120号	山科区勧修寺閑林寺82番地の 1 地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)